**厚生労働省告示 第四百四十八号**

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、第１食品の部B食品一般の製造、加工及び調理基準の項の改正規定は、平成十七年二月二十五日から適用する。

平成十六年十二月二十四日　　厚生労働大臣　尾辻　秀久

第２添加物の部D成分規格・保存基準各条の項の鉄クロロフィリンナトリウムの目の次に次の一目を加える。

２，３，５，６－テトラメチルピラジン
２，３，５，６－Tetramethylpyrazine

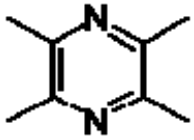

$C_8H_{12}N_2$　　分子量 136.20
Tetramethyl－１，４－diazine〔1124－11－４〕
含　量　本品は，２，３，５，６－テトラメチルピラジン（$C_8H_{12}N_2$）95.0％以上を含む。
性　状　本品は，白色の結晶又は粉末で，特有のにおいがある。
確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中のペースト法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。
純度試験　融点　85～90℃
定 量 法　本品約 0.20gを精密に量り，エタノールを加えて溶かして正確に 20ml とし，香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

第２添加物の部F使用基準の項の鉄クロロフィリンナトリウムの目の次に次の一目を加える。
２，３，５，６－テトラメチルピラジン
２，３，５，６－テトラメチルピラジンは，着香の目的以外に使用してはならない。